令和2年度政府予算等に関する 提言・要望書

令和元年11月7日

岩手県知事 達增拓也

目 次

| 1 | 地力里倪の栓済財政政策等の美施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ı |
|----|--|----|
| 2 | 地方創生の推進を支える財源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 3 | 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進···································· | 5 |
| 4 | 国際リニアコライダー(ILC)の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| 5 | 復興の確実な推進に必要な予算の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| 6 | 被災地復興のための人的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| 7 | 復興の実態に応じた取組の継続···································· | 14 |
| 8 | 被災事業者への支援策の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| 9 | 地方の税財源の確保・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| 10 | 情報通信基盤整備等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 23 |
| 11 | 会計年度任用職員制度の導入に対する財政支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 25 |
| 12 | 地域の実情に即した医療提供体制の構築への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| 13 | TPP、日EU・EPA及び日米貿易協定への万全な対応···································· | 28 |
| 14 | 家畜防疫対策への万全な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |
| 15 | 農業農村整備関係予算の十分な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| 16 | 社会資本整備総合交付金(復興)等の復興完了までの確実な予算措置 · · · · · · · · (国土交通省) | 36 |
| 17 | 平成 28 年台風第 10 号災害における公共土木施設等の復旧等に係る確実な予算措置 ······· (国土交通省) | 37 |
| 18 | 公共事業予算の安定的・持続的な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 39 |

1 地方重視の経済財政政策等の実施

国の第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させることが目標として掲げられていますが、全国的な人口の東京一極集中は、むしろ加速しています。

こうした状況を打破するためには、地方の取組はもとより、地方重視の経済財政政策など、国における抜本的な対策が必要です。

国においては、現在、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に取り 組まれていますが、東京一極集中の是正に向け、地方の実情を重視し、地方への新 たな人の流れをつくる取組を、より一層強化するよう、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 地方を重視した経済財政政策の実施

地方の人口は、地方と全国の経済状況の差が大きい場合に社会減が拡大する関係が見られることから、地方重視の経済財政政策を実施するよう要望します。

2 地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策の実施

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けて、東京一極集中の 要因について更に検証・分析を進めるとともに、東京圏の転出入均衡に向け、地 方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策を盛り込み、着実に実施する よう要望します。

- 本県の人口の社会減は、有効求人倍率が全国平均を上回る場合に減少し、下回る場合に拡大する傾向。これは、地方独自の雇用対策に加え、国が経済対策を実施したことによる影響が大きく、全国の多くの地方が同様の傾向。
- 本県のみならず、地方部における人口の社会増減は、国の経済財政政策によるところが大きく、 東京一極集中を是正し、地方の人口流出を防ぐためには、国による大胆な経済財政政策が不可欠。



【県担当部局】政策地域部 政策推進室

2 地方創生の推進を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に 応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。

ついては、地方の自主性や主体性が最大限に発揮できるための十分な財源の確保が不可欠であることから、地方の一般財源総額の確保を含めた財政措置について、 次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の 見直し

地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続し、十分な額を確保するとともに、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするよう要望します。

2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、次期総合戦略の期間においても、十分な額の財源を確保するよう要望します。

また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、対象分野や対象経費の制約などは大幅に排除し、真に使い勝手の良い制度とするとともに、その配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定とするよう要望します。

1 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

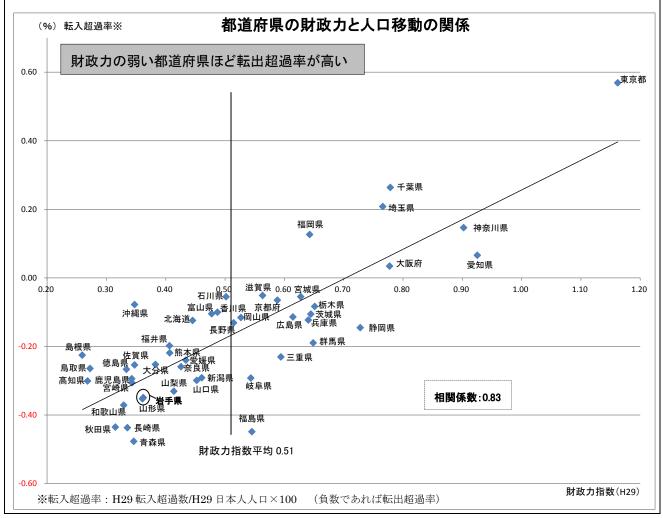
○ まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定に当たって設けられた人口減少等特別対策事業費については、下記の指標が設定。

| 取組の必要度(4,000 億円) | 取組の成果(2,000 億円) |
|---------------------------------|-------------------|
| ・人口増減率/・転入者人口比率 | ・人口増減率 |
| ・転出者人口比率/・年少者人口比率 | ・転入者人口比率/・転出者人口比率 |
| 自然増減率/・若年者就業率 | ・年少者人口比率 |
| 女性就業率/・有効求人倍率 | ・出生率 |
| ・1人あたり各産業の売上高 | ・若年者就業率/・女性就業率 |

- 上記指標は、地方の独自の努力に基づき変動が生じることはもちろんであるが、国の政策や現在 の人口の集積の度合いなどにも大きく左右されるところであり、より客観的な指標の検討が必要。
- 地方交付税は、客観的にあるべき財政需要に対して保障するものであり、「取組の必要度」を重 視することが必要。

2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

○ 人口移動は、財政力の低い都道府県ほど人口の転出率が高い状況。全国的に地方創生に取り組む中、財政力の低い自治体からますます人口流出するおそれが高く、人口流出が進む地域に配慮した交付金(地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金)の配分が必要。



【県担当部局】政策地域部 政策推進室 総務部 財政課

3 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進

東京一極集中を是正し、東京圏から地方への新しい人の流れをつくるため、国においては、まち・ひと・しごと総合戦略に基づき取組を進めていただいているところです。

また、地方大学の振興や、東京における大学の定員の抑制及び地方移転の促進等については、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」における具体的な検討を踏まえ、東京 23 区の大学の定員抑制等対応いただいているところです。

しかしながら、全国的な人口の東京一極集中はむしろ加速しており、地方創生を一層推進していくためには、地方がそれぞれの特徴を生かした移住・定住施策を実施するとともに、政府機関の地方移転や高等教育機関の地方分散等の国を挙げた取組の強化が必要であることから、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 地方への移住・定住促進への支援

東京圏から地方への移住・定住を促進するため、地方創生移住支援事業が創設されたところですが、本制度の活用を促進し、地方への新しい人の流れを加速するため、移住元に関する支援対象者要件を緩和するとともに、より一層の制度周知を図るほか、必要な財源を確保するよう要望します。

2 農山漁村の活性化

農山漁村に受け継がれてきた豊かな自然や伝統・文化など魅力ある地域資源を活用した都市農村交流を進め、多様な人材の移住・定住を促進するための「農山漁村振興交付金」等の予算を十分に措置するよう要望します。

3 政府関係機関の地方移転

一部の政府関係機関において地方移転が進められているところですが、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むよう要望します。

4 高等教育機関の地方分散等

高等教育機関の東京圏への集中は、東京一極集中を加速させる要因とも考えられることから、東京圏における大学の定員の抑制及び地方への高等教育機関の分散等について、引き続き積極的に推進するよう要望します。

【現状と課題】

○ 地方創生の取組が始まってから4年以上が経過したが、平成30年に東京圏の転入超過が14万人(23年連続)を記録するなど、東京一極集中の傾向は依然として継続している。

≪東京圏への転入超過数の推移≫

(単位:人)

| 区分 | 2014年 | 2015 年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 転入者数 | 493, 236 | 516, 109 | 509, 249 | 516, 699 | 530, 124 |
| 転出者数 | 377, 188 | 388, 486 | 383, 967 | 391, 169 | 390, 256 |
| 転入超過数 | 116, 048 | 127, 623 | 125, 282 | 125, 530 | 139, 868 |

総務省統計局住民基本台帳人口移動報告

○ 国では、過度な東京圏への一極集中の是正や、地方の担い手不足対策のため、今年度、地方創生移 住支援事業を創設した。

[事業概要]

東京 23 区から東京圏外に移住し、移住支援事業を実施する都道府県が選定した中小企業等に就職 した方又は起業支援金の交付決定を受けた方に都道府県と市町村が共同で交付金を支給するもの。

〔移住支援金の対象〕

次の①~③全てに該当する方

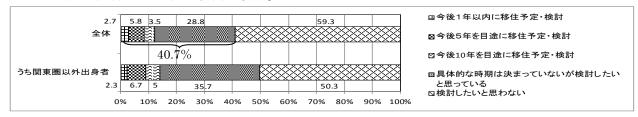
①移住元:東京23区の在住者又は通勤者(直近で連続して5年以上)

②移住先:東京圏以外の道府県又は東京圏内の条件不利地域への移住者

③就業・起業:移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住支援金の対象として 掲載する求人に新規就業した方

本制度の利用促進を図り、地方への新しい人の流れを加速化するためには、東京 23 区に限定している居住又は通勤などの移住元に関する支援対象者の要件緩和や、より一層の制度の周知、必要な財源の確保が必要。

○ 政府が平成 26 年 8 月に行った調査によると、東京都から移住する予定又は移住を検討したいと思っている人の割合は 40.7%と、高い状況。



「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」

○ 国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、東北地方出身者の東京圏在住の割合は 18.4%と、 他の圏域出身者の東京圏在住の割合に比べて高い。

東京圏から東北地方への移住促進は、東京一極集中是正の根幹をなす施策であり、政府においては、 地方移住の率先的な取組が必要。

出生地ブロック別に見た現住地ブロックの割合

| 1114-14 | 現住地 | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生地 | 北海道 | 東北 | 北関東 | 東京圏 | 中部 | 北陸 | 中京圏 | 大阪圏 | 京阪周辺 | 中国 | 四国 | 九州·沖縄 |
| 北海道 | 79.4% | 1.4% | 0.8% | 13.4% | 0.8% | 0.2% | 1.5% | 1.3% | 0.3% | 0.3% | 0.1% | 0.4% |
| 東北 | 1.3% | 74.6% | 2.1% | 18.4% | 1.1% | 0.2% | 0.7% | 0.8% | 0.1% | 0.2% | 0.1% | 0.4% |
| 北関東 | 0.2% | 1.1% | 79.9% | 16.2% | 0.6% | 0.1% | 0.5% | 0.6% | 0.1% | 0.2% | 0.1% | 0.4% |
| 東京圏 | 0.5% | 1.0% | 2.1% | 91.2% | 1.3% | 0.2% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.4% | 0.1% | 0.8% |
| 中部 | 0.3% | 0.6% | 1.0% | 15.6% | 77.3% | 0.4% | 2.8% | 1.3% | 0.2% | 0.3% | 0.1% | 0.3% |
| 北陸 | 0.2% | 0.2% | 0.3% | 8.8% | 0.8% | 80.0% | 2.8% | 4.8% | 0.9% | 0.4% | 0.2% | 0.5% |
| 中京圏 | 0.1% | 0.2% | 0.3% | 5.0% | 1.1% | 0.3% | 88.2% | 2.8% | 0.7% | 0.3% | 0.2% | 0.6% |
| 大阪圏 | 0.1% | 0.2% | 0.3% | 7.0% | 0.5% | 0.4% | 2.2% | 81.6% | 4.0% | 1.5% | 0.8% | 1.4% |
| 京阪周辺 | 0.2% | 0.1% | 0.5% | 3.8% | 0.5% | 0.3% | 3.0% | 16.2% | 73.8% | 0.6% | 0.4% | 0.7% |
| 中国 | 0.1% | 0.2% | 0.3% | 7.5% | 0.4% | 0.2% | 1.2% | 9.4% | 0.9% | 76.6% | 1.0% | 2.1% |
| 四国 | 0.1% | 0.2% | 0.4% | 7.8% | 0.5% | 0.1% | 1.6% | 11.7% | 1.4% | 2.8% | 72.1% | 1.3% |
| 九州・沖縄 | 0.2% | 0.2% | 0.5% | 9.8% | 0.8% | 0.2% | 2.7% | 6.1% | 0.9% | 1.8% | 0.5% | 76.3% |
| 国外 | 3.3% | 3.2% | 3.3% | 34.1% | 6.1% | 2.3% | 8.6% | 19.2% | 2.2% | 5.5% | 1.6% | 10.6% |
| 計 | 4.2% | 7.1% | 5.5% | 29.1% | 7.1% | 2.4% | 9.1% | 13.6% | 3.0% | 5.9% | 3.0% | 10.0% |

2016年 第8回人口移動調査(国立社会保障・人口問題研究所)

他圏域に比べ、東京圏と東北地方との関係が高い。

○ 令和元年度農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施地区

| | | 補助金等交付候 | | | |
|----|-------|----------------------|--------------|------------|--------|
| | 市町村名 | | 地域資源 活用対策 | 人材 活用対策 | 実施期間 |
| 1 | 陸前高田市 | 米崎りんご交流活性化推進協議会 | 0 | | H29∼R3 |
| 2 | 雫石町 | コテージむら農家住宅推進協議会 | 0 | | H29∼R1 |
| 3 | 金ケ崎町 | 和光地区活性化協議会 | 0 | | H28∼R2 |
| 4 | 軽米町 | かるまいシリアルブランド化女性推進協議会 | 0 | | H30∼R1 |
| 5 | 久慈市 | 山形町農泊推進振興協議会 | | 0 | H30∼R1 |
| 6 | 一関市 | いちのせきニューツーリズム協議会 | | 0 | H30∼R1 |
| 7 | 陸前高田市 | 特定非営利活動法人SET | | 0 | H30∼R1 |
| 8 | 八幡平市 | 株式会社八幡平DMO | | 0 | H30∼R2 |
| 9 | 八幡平市 | 株式会社宿かり屋ドットコム | | 0 | H30∼R2 |
| 10 | 奥州市 | NPO法人天遊塾 | | 0 | H30∼R1 |

○ 令和元年度農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の要望見込み

(単位:千円)

| 巨八 | -t: WT++ 47 | 事 要 ひっ | 事業 | * 費 |
|----|-------------|---------------|----------|------------|
| 区分 | 市町村名 | 事業メニュー | | うち国庫補助額 |
| 継続 | 田野畑村 | 廃校・廃屋等改修交流施設 | 122, 796 | 47, 335 |

○ 高等教育機関の学校数及び学生数は東京圏に集中しており、進学期における東京圏への転出を加速 させる一つの要因。特に私立の教育機関の偏在は大きく、国による一定の地方分散施策が必要。

高等教育機関と圏域別分布

| | 人口 **1 | | 高等教育機関**2 | | | |
|-------|---------|---------|-----------|---------|-------------|---------|
| | 人数(万人) | 構成比 | 学校数 (校) | 構成比 | 学生数 (人) | 構成比 |
| 北海道 | 532 | 4. 2% | 58 | 5. 0% | 97, 996 | 3. 2% |
| 東北 | 884 | 7.0% | 84 | 7. 2% | 139, 230 | 4. 5% |
| 北関東 | 681 | 5. 4% | 53 | 4. 5% | 102, 806 | 3. 3% |
| 東京圏 | 3, 644 | 28. 8% | 298 | 25. 5% | 1, 214, 274 | 39. 4% |
| 中部・北陸 | 1, 182 | 9. 3% | 110 | 9. 4% | 175, 191 | 5. 7% |
| 中京圏 | 1, 133 | 8. 9% | 111 | 9. 5% | 248, 400 | 8. 1% |
| 大阪圏 | 1, 692 | 13. 4% | 183 | 15. 6% | 556, 927 | 18. 0% |
| 京阪周辺 | 371 | 2. 9% | 32 | 2. 7% | 70, 131 | 2. 3% |
| 中国 | 737 | 5. 8% | 81 | 6. 9% | 153, 998 | 5. 0% |
| 四国 | 379 | 3. 0% | 33 | 2. 8% | 59, 975 | 1. 9% |
| 九州・沖縄 | 1, 436 | 11. 3% | 127 | 10. 9% | 266, 733 | 8. 6% |
| 合計 | 12, 671 | 100. 0% | 1, 170 | 100. 0% | 3, 085, 661 | 100. 0% |

^{※1} 総務省統計局人口推計(平成29年10月1日現在)

【県担当部局】政策地域部 政策推進室、学事振興課 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 農林水産部 農林水産企画室

^{※2} 平成30年度学校基本調査(大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の計)

国際リニアコライダー(ILC)の実現 4

国際リニアコライダー(ILC)は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすと ともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベ ーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものです。

また、ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、もの づくり産業の成長発展に大きく寄与し、日本再興や地方創生にも資するものである ことから、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

国際リニアコライダー(ILC)の実現 1

ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する 基本的考え方を明示し、世界の牽引役として、早期に、より明確な意思表明を行 うとともに、ILCを、我が国の科学技術の進展、さらに、国内の各地方をつな ぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦 略、地方創生等の柱に位置付けるよう要望します。

【現状と課題】

ILCは、宇宙誕生や質量の起源など、人類存在の核心に迫る謎を究明する研究施設であり、 が世界に、そして人類に対して大きく貢献するとともに、科学技術創造立国の実現に大きく寄与する

《ILCをめぐる動き》

- 日本の研究者で組織される立地評価会議は、ILCの国内候補地について、技術的観点及び社会環境の観点から詳細な評価を行い、平成25年8月、北上サイトが最適であると発表。
- 平成26年5月、文部科学省は、「ILCに関する有識者会議」を設置し検討を開始。平成27 年6月にこれまでの議論を中間取りまとめ。
- 平成28年12月、「リニアコライダー・ワークショップ2016」が盛岡市で開催され、初期投資 を抑えて段階的にILCを整備する、ILC計画見直し案が研究者間で大筋合意。
- 平成29年11月、国際将来加速器委員会(ICFA)において、ILC計画見直し案を承認 平成29年12月、有識者会議が開催され、ILC計画の見直しについて検討し、見直し後のI LC計画についての検証を行うため、「素粒子原子核物理作業部会」と「技術設計報告書検証作 業部会」を再設置。
- 平成30年12月、日本学術会議が文部科学省に「国際リニアコライダー計画の見直し案に関する所見」(回答)を提出。
- 平成31年2月、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会の経済3団体が「国際リ ニアコライダー誘致に関する意思表明への期待」を共同声明発表。
- 平成31年3月、国際将来加速器委員会(ICFA)の会議において、日本政府が初めてIL C計画に対する前向きな関心を示す意思を表示。
- 令和元年5月、KEKはILC計画の国際分担等を議論する国際ワーキンググループを立ち上 げ。
- 令和元年7月、日仏、日独の各政府間ディスカッショングループ設置が合意される。 令和元年10月2日に「ILCプロジェクト実施に関する提言」として公表。
- 「マスタープラン 2020」及び次期「欧州素粒子物理5か年戦略」にILC計画を盛り込むこ とが必要
- 中国では巨大円形加速器の建設に向け、積極的に広報活動を開始し、国際的に存在感が急速に 高まっている。

【県担当部局】 I L C 推進局 事業推進課

5 復興の確実な推進に必要な予算の確保

震災からの復旧・復興事業に対しては、これまで手厚い財政支援措置が講じられてきたところであり、平成27年6月には、平成28年度以降5年間の財源フレームが閣議決定され、令和2年度までに必要となる国費が確保されたことにより、平成28年度以降5年間に予定されている事業が実施可能となったところです。

また、国の令和元年度予算においては、被災者支援総合交付金が継続措置されたほか、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動が展開できるよう同交付金に被災者の心のケア支援事業が統合されるなど復興のステージに応じた取組が可能となったところです。

今後においても、復旧・復興事業に必要な予算の確実な措置と被災地方公共団体のニーズに対応するための財源措置の充実が必要となることから、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 復興の確実な推進に必要な予算の確保

国においては、平成27年6月に決定された「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に基づいて、復興に必要な予算が確実に措置されるよう要望します。

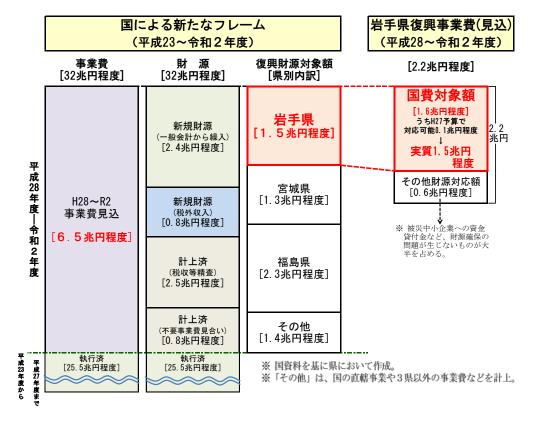
2 財源措置の充実

被災地方公共団体において、今後のまちづくりの進捗状況に応じ、住民生活の 安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、使途の 自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実を図るよう要望し ます。

1 復興の確実な推進に必要な予算の確保

- 国においては、平成27年6月に平成28年度以降の復興支援の枠組みを決定。
- 災害復旧・インフラ整備・まちづくり・心のケアなど、主要な復興事業は、ほぼ全てが引き続き 復興特別会計で実施されることとなったところ。
- また、国において、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)が試算した復興事業費をベースに、H28 ~R2に必要となる国費(6.5 兆円)を確保。

これにより、岩手県・市町村が必要と見込んでいる国費は概ね確保。



○ 平成 27 年 6 月に整理された国の特例的な財政支援が継続されるよう、必要な予算の確実な措置が必要。

2 財源措置の充実

- 各種復興事業の進捗に応じ、変化するニーズに対応した取組が必要。
- 国においては、令和元年度予算において、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動が展開できるよう被災者支援総合交付金に被災者の心のケア支援事業が統合されたほか、住宅再建・復興まちづくりとして復興道路・復興支援道路の整備事業や東日本大震災復興交付金が引き続き措置されるなど、被災地の抱える課題の解決に直結する取組を着実に実施するとともに、復興のステージに応じた課題に迅速かつ適切に対応することとされたところ。
- 令和2年度以降においても、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に 実施できるよう、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実が必要。

【県担当部局】復興局 復興推進課 政策地域部 市町村課

6 被災地復興のための人的支援

復興に係る人的支援とその財源措置については、平成28年度から5年間、引き続き職員派遣に要する経費を震災復興特別交付税の対象としていただくなど、特別の支援をいただいているところです。

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、各分野において専門的知識を有する人材が必要であり、また、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保は今後も重要な課題であることから、その人員確保について、引き続き強化するよう、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 人的支援の総合的な調整に係る取組の強化

復興事業が長期化し、引き続きマンパワーが必要となる中、復興に必要な人員を十分に確保できていない状況にあることから、全国の地方公共団体等からの人的支援の総合的な調整について、取組を強化するよう要望します。

また、独立行政法人や民間企業を退職した者の任期付職員としての採用を支援 するほか、被災地方公共団体と国(国家公務員)との人事交流を促進するよう要 望します。

2 民間企業等からの人的支援の推進

民間企業等へ継続した働きかけを行うとともに、被災地方公共団体のニーズを 把握した上で丁寧なマッチング調整を行うなど、円滑な受入れについて支援する よう要望します。

1 職員確保の状況

- 令和元年度においても、任期付職員の採用、再任用職員の積極的活用、他県応援職員の要請等に 取り組んでいるが、依然として職員数は不足しており、復興事業が長期化している中で引き続きマ ンパワーが必要。なお、正規職員を中心に、土木職の採用が困難な状況。
- 特に、被災市町村における復興まちづくりでは、令和元年6月末現在、海岸保全施設の完成数は 約62%と進捗に遅れが見られ、来年度以降も引き続き相当数のマンパワーが必要。

≪岩手県における職員確保状況≫

(各年度4月1日現在)

| | | 1,11,12 | | | | |
|-----|------|---------|--------|-------|------|-------------|
| 年度 | 正規職員 | 任期付職員 | 他県応援職員 | 再任用職員 | 合計 | (参考) 欠員数 |
| H29 | 151人 | 63人 | 129人 | 115人 | 458人 | ▲123人 |
| Н30 | 168人 | 46人 | 101人 | 127人 | 442人 | ▲93人 |
| Н31 | 158人 | 36人 | 62人 | 148人 | 404人 | ▲81人 |

≪市町村における職員確保状況≫ (各年度4月1日現在)

| 年度 | 必要数 | 確保数 | 不足数 | 確保率 |
|-----|------|------|------|--------|
| H29 | 680人 | 632人 | ▲48人 | 92.9% |
| Н30 | 586人 | 546人 | ▲40人 | 93. 2% |
| H31 | 429人 | 410人 | ▲19人 | 95.6% |

2 任期付職員の採用の状況

- 被災市町村の任期付職員は、都道府県による代行採用・派遣や被災市町村の独自採用により確保 しているが、応募者は減少傾向。特に技術職員の応募が少なく、市町村において苦慮。
- 派遣職員のメンタルヘルスケアのための経費については、一部が震災復興特別交付税の対象。

3 民間企業等からの人的派遣制度

○ 各省庁による団体への働きかけが実施されているが、民間企業では地方公共団体への派遣実績が 少なく、マッチング調整の難しさがあり、受入れの拡大には地方公共団体の詳細なニーズ把握や行 政実務への民間人材の適応確認など、より丁寧な調整が必要。

> 【県担当部局】政策地域部 市町村課 総務部 人事課

7 復興の実態に応じた取組の継続

震災からの復旧・復興に当たって、国においては、復興庁を設置し、各分野の施策を推進してきたところであり、被災地の復興は着実に進んでいますが、今後より良い復興を進める上では、復興・創生期間を超えて中長期的に取り組むべき課題もあるところです。

ついては、復興に必要な施策を最後まで進められるよう、復興の実態に応じた 取組の継続について、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 復興の実態に応じた取組の継続

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」に 基づく復興・創生期間後の復興の基本方針の検討に当たっては、復興施策の進捗 状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、当該期間終了後においても必要な事業及 び制度を継続するとともに、その推進体制の整備を図るよう要望します。

- 復興庁設置法の規定に基づき、復興庁は令和3年3月31日までに廃止することとされていると ころ。
- また、東日本大震災復興特別会計についても、特別会計に関する法律の一部を改正する法律の規 定により、復興庁が廃止されたときに廃止することとされているところ。
- 国においては、平成31年3月8日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の見直しにおいて、復興・創生期間後の復興の基本的方向性として、当該期間後も一定期間対応することが必要な課題について適切に対応することや、復興庁の後継組織について現復興庁と同じような司令塔となる組織を置くとされた一方で、復興を支える仕組みや後継組織の具体的なあり方は今後の検討とされた。
- また、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、 年内に復興・創生期間後の復興の基本方針を定めることとされているところ。
- 被災地においては、特に中長期的に取り組むべき課題として、
 - ・ 被災者のこころのケアの継続
 - ・ 児童生徒の心のサポートの継続
 - 住宅再建支援
 - 原子力災害に起因する風評被害対策事業等の継続

などがあり、これらの事業に一律に期限を適用することなく、被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、必要な事業及び制度を実施することが必要。

- このため、社会資本整備の完了と併せて、施策の着実な推進のための復興を支える仕組みとして、 東日本大震災復興特別会計を維持した上で、
 - ・ 東日本大震災復興特別区域法に基づく交付金、税制や規制等の特例
 - ・ 東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく二重ローン対策
 - 震災復興特別交付税
 - 復興支援員制度を含む人材確保対策

などの制度の継続や財源の確保が必要。

- さらに、その着実な推進のため、現在、復興庁が担っている
 - ・ 復興施策に関する企画、立案及び総合調整
 - ・ 地方公共団体への一元的な窓口と支援等

といった機能についても、復興・創生期間終了後も確保されることが必要。

- これに加え、後継組織については、日本全体で東日本大震災津波からの復興に取り組むという基本的考え方を国民的に共有できることが必要であることから、被災地の意見を十分に踏まえ、担当大臣を設置するなど、存在感のある形での体制の整備が必要。
- また、被災3県に設置している復興局などの復興庁の出先機関についても、引き続き設置が必要。

【県担当部局】復興局 復興推進課

8 被災事業者への支援策の継続

これまで、国において、被災事業者の事業再開に向けた各種補助制度や税制特例制度の創設、二重債務問題解決のための支援機関の設置をしていただいたほか、平成31年2月には、仮設施設有効活用等助成事業の期間延長をしていただきました。

また、令和2年度政府予算の概算要求においては、中小企業等グループ施設等復 旧整備補助事業など、昨年度に引き続き計上いただいたところです。

今後、引き続き国とも連携し、被災事業者の復興に取り組んでいきますが、東日本大震災津波から8年7か月が経過し、被災地域において様々な課題も発生していることから、復興・創生期間の終了後も見据え、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 被災事業者への支援策の継続

被災地では、被災事業者の事業再開がなされ、被災地では、産業の復興、なり わいの再生が着実に進んでいる一方、交通インフラ整備や区画整理事業等による 基盤整備に時間を要し、まちづくりの進捗に合わせて、今後、本設移行や企業立 地等を進めるべき地域が残っています。

また、事業を再開したものの、震災前の業績回復まで至らず、経営面で、継続的な支援を必要とされる事業者もいます。

引き続き、こうした被災地の状況に対応するため、各種補助制度の継続など、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な制度運用等をお願いします。

- 1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続
 - 被災事業者の早期事業再開に向けて、グループ補助金が活用されてきたところ。
 - 複数年にわたり事業実施できるよう再交付の手続を行うためには、毎年度、そのための予算措置が必要。

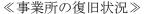
≪グループ補助金の交付決定状況≫

| "> " > " > " > " > " > " > " > " > " > | | | | | | |
|--|----------|--------|--------|--|--|--|
| 年度 | グループ・事 | 業者数 | 交付決定額 | | | |
| H23 | 30 グループ | 295 者 | 437 億円 | | | |
| H24 | 65 グループ | 864者 | 316 億円 | | | |
| H25 | 16 グループ | 85 者 | 29 億円 | | | |
| H26 | 10 グループ | 25 者 | 8億円 | | | |
| H27 | 17 グループ | 67者 | 25 億円 | | | |
| H28 | 23 グループ | 100者 | 33 億円 | | | |
| H29 | 17 グループ | 51者 | 15 億円 | | | |
| H30 | 13 グループ | 38者 | 28 億円 | | | |
| R1 | 6グループ | 12者 | 8億円 | | | |
| 合計 | 197 グループ | 1,537者 | 898 億円 | | | |

≪グループ補助金の繰越・再交付の状況≫

| 区分 | 件数 | 金額 |
|------|-------|-------|
| 明許繰越 | 70 件 | 40 億円 |
| 事故繰越 | 0 件 | 0 億円 |
| 再交付 | 84 件 | 37 億円 |
| 合計 | 154 件 | 77 億円 |

- ※1) 平成 31 年 3 月末現在
- ※2) 金額は県予算ベース
- 商業者を中心に今後約80事業者の申請が見込まれているところ。
- 震災の被害が甚大で、区画整理事業等が完了していない地域においては、建物の着工が令和元年度 以降となる事業者もあり、県に対してグループ補助事業の継続実施の要望が寄せられているところ。



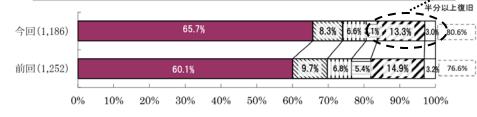
■1.ほぼ震災前の状態に復旧している(779)■3.およそ半分程度復旧している(78)

■2.およそ3/4程度復旧している(99)■4.あまり(全く)復旧していない(37)

ロ5.仮設店舗・事務所で再開(158)

□99.未回答(35)

仮設店舗等で再開(13.3%) ⇒ これらの多くは本設移 行の際に補助事業の活用 が見込まれる



※ 出典:岩手県「第12回被災事業所復興状況調査(平成30年8月調査)」 (前回:平成29年8月調査)

《参考~区画整理事業の進捗状況(事業者が着工可能な宅地戸数)》

(単位:戸)

| 年度 | ∼H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 \sim | 計 |
|----|-------|--------|-------|-------|-------|-----------|--------|
| 戸数 | 1,008 | 1, 377 | 1,779 | 1,905 | 1,074 | 334 | 7, 477 |

R1 以降比率 4.5%

※ 出典:岩手県「社会資本の復旧・復興ロードマップ」(平成31年3月末)

2 二重債務問題解決のための支援策の継続

○ 産業復興相談センター等の事業継続には運営費など国の予算措置が必要。

《産業復興相談センターの支援状況(令和元年9月末累計)》

| 七头 人 光米· | 左 | 記のうち主な対 | 讨応 | 債権買取等支援に |
|----------|------|---------|------|-----------|
| 相談企業数 | 債権買取 | 長期返済猶予 | 新規融資 | 向けた検討・作業中 |
| 1, 419 | 110 | 127 | 25 | 19 |

≪東日本大震災事業者再生支援機構の支援状況(令和元年8月末累計)≫

| 相談件数 | 支援数 | | 支援の内訳 | | 支援決定に向けた |
|------|-----|----|-------|-----|----------|
| 作軟件剱 | 又饭剱 | 大口 | 中口 | 小口 | 最終調整件数 |
| 525 | 167 | 5 | 48 | 114 | 0 |

※大口:借入金10億円以上、中口:借入金1~10億円未満、小口:1億円未満

- ≪東日本大震災事業者再生支援機構の支援期間延長に係る本県の対応≫
 - ・ 市町村、商工団体への周知依頼
 - ・ 事業者へのリーフレット配付、各種会議での説明実施
 - ・ 県の広報媒体を活用した周知

3 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金制度の継続

≪製造業等立地支援事業≫

- 被害の甚大な地域では、住宅再建や市街地エリアの形成に先行して取り組んでおり、産業用地の確保 には相当の期間を要する状況となっている。
- 沿岸広域において令和元年度以降に使用可能となる産業用地の面積は117.8haであり、このうち復興工事の資材置場や応急仮設住宅等の用に供している面積が41.9ha、造成中面積が6.4ha、未造成面積が3.7haとなっている。

<沿岸広域における産業用地の整備状況> (平成31年4月1日現在) [単位:ha]

| 2 | 年 度 | 分譲可能面積 | 今後分譲面積 | 合 計 |
|---|-------|--------|---------|-------|
| | | 令和元年度~ | 令和2年度以降 | |
| 総 | 面積 | 65. 8 | 52. 0 | 117.8 |
| 復 | 興関連使用 | 0.0 | 41. 9 | 41. 9 |
| 近 | 造 成 中 | 0.0 | 6. 4 | 6. 4 |
| Ħ | き 造 成 | 0.0 | 3. 7 | 3. 7 |

- 復興道路(三陸沿岸道)・復興支援道路の整備進展、釜石港におけるガントリークレーンの整備(平成29年9月)や宮古・室蘭フェリー航路の開設(平成30年6月)など、交通インフラの整備が急速に進展しており、これを見据えた新たな物流ルートの確保や、製造業、物流業等の沿岸部への進出が見込まれる。
- 地域ごとに、被災からの復興状況は異なっており、令和2年度以降においても、地域の実情に応じた 形での制度継続が求められているところ。

≪商業施設等復興整備補助事業≫

- 土地区画整理事業等の進捗状況等により、商業施設の建設が令和元年度以降となる地域が見込まれる ことから、公募期間が令和2年1月まで延長されたところ。
- 陸前高田市の今泉地区に商業施設の建設が予定されていることから、令和元年秋に、まちなか再生計画の変更を申請。

○ 県内事例

| まちなか再生計画認定 | 設置商業施設 |
|---------------|-----------------------------|
| H27. 3. 24 認定 | 山田町(オール H28.11.10 開業) |
| H28. 1. 15 認定 | 陸前高田市 (アバッセたかた H29.4.27 開業) |
| H28. 2. 9 認定 | 大船渡市 (キャッセン大船渡 H29.4.29 開業) |
| H30. 9. 26 認定 | 釜石市 (鵜住居地区 令和元年夏開業予定) |

4 仮設施設有効活用等助成事業の継続等

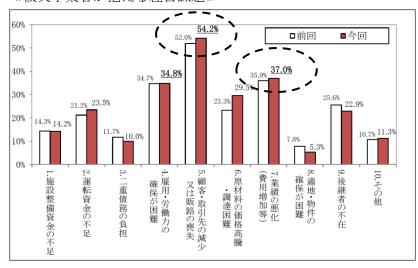
- 土地区画整理事業等の進捗状況等により、仮設施設の撤去等が令和元年度以降となる地域が見込まれることから、助成期間が令和3年3月まで延長されたところ。
- 中小企業庁からの通知では、5年を超える仮設施設の撤去等費用の助成は、「土地所有者等の事情」 が「復興推進のための土地活用等」とされるなど要件が限定されていることに加え、事業者が全て退去 した施設は対象外となっている。
- 仮設施設によっては、当該要件に該当するかどうか明確に判断できない場合も見込まれる状況 これらが助成対象とならない場合、市町村の撤去等費用負担が大きくなることが懸念。
- よって、助成要件の適用に当たっては、「復興推進のための土地活用等」を限定的に捉えず、土地所有者の求めに応じて撤去せざるを得ない場合や事業者が全て退去した施設も助成対象とするなど、柔軟な対応を要望するもの。
- ≪中小機構が整備した仮設施設の状況(令和元年6月末累計)≫

| 完月 | 戈数 | 撤去済み数 | 事業者等へ | TH 大米 | |
|-----|-----------|-------|--------|-------|--|
| 箇所数 | 箇所数 区画数 | | 譲渡済み数※ | 現存数 | |
| 362 | 1811 | 91 | 158 | 113 | |

※ 移設・転用したものを含む

5 事業再開後の伴走型経営支援の拡充

≪被災事業者が抱える経営課題≫



顧客減少・販路喪失 (54.2%)、業績悪化 (37.0%)等の経営課題 を抱える事業者が多い。

※ 出典:岩手県「第12回被災事業所復興状況調査(平成30年8月調査)」 (前回:平成29年8月調査)

- 被災事業者に、事業計画策定や販路開拓など経営上の助言・指導を行うため、「被災地域企業新事業 ハンズオン支援事業」(復興庁)や専門家を派遣する「震災復興支援アドバイザー制度」(独立行政法人 中小企業基盤整備機構)が実施されている状況。
- このほか、販路開拓や企業連携を目的として、地域復興マッチング「結の場」等の取組が実施されているところ。

≪被災地域企業新事業ハンズオン支援事業の実績(平成31年3月末現在)≫

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 支援件数 | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 21 |

≪震災復興支援アドバイザーの派遣実績(平成31年3月末現在)≫

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 支援件数 | 308 | 487 | 246 | 301 | 299 | 348 | 409 | 312 | 2, 710 |

○ また、事業を再開した被災事業者が、業績を回復し、本格的な経営再建を果たすため、身近な商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会などの商工団体が継続的に経営支援を行えるよう体制を強化する必要があり、県独自で経営支援に携わる職員の増員等を支援しているところ。

6 復興特区における税制上の特例に係る確実な措置の継続

○ 復興産業集積に係る復興特区制度は、多くの事業者が指定を受け、被災者の雇用や設備投資に活用されている状況。

| 事業者数 | 被災者等の 雇用計画の総数 | 施設・機械等の 投資計画の総額 |
|-------|------------------|--------------------|
| 550 者 | 14,517 人 | 9,016 億円 |

(平成31年3月31日現在)

○ 復興特区における国税の特例措置は、これまで復興産業集積を進める上で大きな役割を果たしてきており、平成28年度税制改正により5年間延長(令和3年3月31日まで)された。また、令和元年度税制改正により、令和元年度以降の沿岸地域の措置率が据え置かれたところ。

| 復興特区に | 説制上の特値 | 列措置 | 延長の措置 | | | | |
|------------------|-----------|-------------|--------|----------------------|-----|---------------------|-----------|
| 制度区分 | | ∼H28. 3. 31 | | H28. 4. 1~H31. 3. 31 | | H31. 4. 1∼R3. 3. 31 | |
| 設備投資に | 特別償却 | 機械装置 | 100% | 機械装置 | 50% | 機械装置 | 34% (50%) |
| 係る特例 | | 建物等 | 25% | 建物等 | 25% | 建物等 | 17% (25%) |
| (法人税等) | 税額控除 | 機械装置 | 15% | 機械装置 | 15% | 機械装置 | 10% (15%) |
| | | 建物等 | 8% | 建物等 | 8% | 建物等 | 6% (8%) |
| 雇用に係る和 (法人税等) | 雇用に係る税額控除 | | / 0 | 10% | | 7% | (10%) |

- ※ カッコ内の割合は、沿岸12市町村に限る。
- 被災地では地域の被災の程度によって、大規模な嵩上げや高台移転を要する地域など復興の進み方も それぞれ異なり、地域によっては土地区画整理事業や交通インフラ整備が令和2年度までかかることが 見込まれているところ。また、復興特区の特例措置を活用して、沿岸被災地のみならず県内全域に産業 の集積が進みつつあり、これらとの取引拡大等を通じて沿岸被災地の産業復興が進んでいる状況にある ことから、国税の特例措置について、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となる よう、令和3年度以降においても現在の措置を継続する必要があること。
- 国税の特例措置と併せて実施されている地方税(事業税、固定資産税等)の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、令和元年度以降も沿岸市町村に限り全額補填されることとなった(内陸市町村は補填率が10/10から3/4に引下げ)ところであるが、被災地の状況を踏まえ、国税の特例措置と同様、令和3年度以降においても現在の措置を継続する必要があること。

【県担当部局】商工労働観光部 経営支援課、ものづくり自動車産業振興室 農林水産部 団体指導課 復興局 まちづくり・産業再生課 総務部 税務課 政策地域部 市町村課

9 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実や偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

社会保障関係費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)における、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」旨の方針を堅持し、必要な地方一般財源総額について、引き続き確保・充実するよう要望します。

地方財政計画の策定に当たっては、人口減少対策や地方創生の推進等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を適切に反映させるよう要望します。

また、地方の経済情勢を踏まえて税収を的確に見込むとともに、地方交付税について、その総額を確保し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るよう要望します。

併せて、地方財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、 臨時財政対策債の大量発行によることなく、地方交付税法第6条の3第2項の規 定に基づき国税の法定率を引き上げるよう要望します。

2 地方税財源の充実強化

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実や税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

- 令和元年10月に公表した岩手県中期財政見通しにおいて、
 - ・高齢化による自然増のほか、社会保障の充実及び人づくり革命への対応等に伴う社会保障関係費の増、
 - ・会計年度任用職員制度施行に伴う人件費の増

などにより、令和2年度以降82~98億円の収支ギャップが発生するなど、本県財政は今後も厳しい状況が続くものと見込んでいるところ。

2 地方税財源の充実強化

- 国と地方の歳出比が 42:58 であるのに対し、国と地方の税収比は 61:39 となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 税源の偏在性は人口 1 人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところ、地方税合計額についてみると、本県(H29 243,827 円)は、全国平均(同 312,468 円)の 78.0%で、全国最高の東京都(同 518,972 円)に対しては 47.0%となっている。

【県担当部局】総務部 財政課、税務課 政策地域部 市町村課

10 情報通信基盤整備等への支援

超高速ブロードバンドや第5世代移動通信システム(5G)を含む携帯電話等の情報通信基盤は、電気、水道と同様にライフラインとしての役割を担っていることに加え、地域からの情報発信や雇用創出等の地方創生を進めるためにも重要な社会基盤となることから、情報通信基盤の整備促進について、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 5 Gの早期導入を促進するための支援

ローカル5Gを含む5Gは、人口減少が進む地方における様々な地域課題の解決や地域経済の活性化が期待され、Society5.0時代における重要な基盤であることから、地方における実証事業の実施や導入・運用に係る技術的・財政的支援等により、特に本県のような条件不利地域を多く抱える地方への5Gの早期導入を図るよう要望します。

2 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の拡充

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバ等の超高速 ブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の設備投資を促進するため、通信事業者 が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の拡充を要 望します。

3 情報通信基盤の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

情報通信基盤を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備整備・更新等に対する支援制度を創設するよう要望します。

4 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

地上デジタル放送難視対策を行った共聴施設の維持管理及び老朽化に伴う更新が住民の過重な負担とならないよう、支援制度を創設することを要望します。

5 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

超高速ブロードバンド等の情報通信基盤が被災した場合の復旧費が市町村の過重な負担とならないよう、支援制度を創設することを要望します。

1 5 Gの早期導入を促進するための支援

○ 5 Gは Society5.0 時代における重要な基盤であり、都市と地方で基盤整備に格差が生じることのないよう、本県における早期導入を促進するための支援を要望するもの。

2 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の拡充

○ 本県は、条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤整備が進みにくい状況にあり、携帯電話の人口カバー率は99.74% (エリア外人口3,369人、全国最下位)、超高速ブロードバンドの利用可能世帯率は96.3% (全国43位)まで整備が進んできているものの、全国と比較して整備が遅れている状況。

※数値はいずれも平成30年3月末時点

- 平成31年度、「高度無線環境整備推進事業」が創設され、事業者が整備する光ファイバ網の整備について一部補助対象となったが、携帯電話の基地局整備や家庭への光ファイバ網の整備についても通信事業者への支援制度の拡充を要望するもの。
- 3 情報通信基盤の維持管理運営費等に係る支援制度の創設
- 公設民営方式で市町村が整備した光ファイバ網の維持管理費や更新に対する市町村の負担軽減、 光ファイバ網の整備が遅れている内陸部の市町村において、公設民営方式での整備を促進するため、 市町村への支援制度の創設を要望するもの。
- 4 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設
- 地上デジタル放送の難視対策を行った共聴施設等は、過疎化に伴う共聴施設の利用世帯数の減少 等により維持管理や改修が困難な状況。
- 5 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設
- 情報通信基盤に係る災害復旧制度がないことから、被災した場合の復旧が困難な状況。

【県担当部局】政策地域部 科学·情報政策室

11 会計年度任用職員制度の導入に対する財政支援

行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、地 方公務員法及び地方自治法の改正により、一般職の非常勤職員である「会計年度任 用職員」に関する規定が設けられ、令和2年4月1日に施行されます。

令和2年度地方財政収支の仮試算(概算要求時)においては、「会計年度任用職員制度施行に伴い必要となる歳出については、予算編成過程で必要な検討を行う」とされたところですが、改正法の趣旨は臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保とされていることから、この制度を適正かつ円滑に導入するため、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 会計年度任用職員制度の導入に対する財政支援

制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な 勤務条件の確保に必要となる財政需要の増加に対応するため、地方財政措置を講 じられるよう要望します。

【現状と課題】

○ 平成29年度の本県の臨時・非常勤職員の任用状況は下記のとおりである。

| | 臨時的任用職員 | | | 非常勤職 | 員 | | 総計 | | | |
|---------|----------|-------------|--------------|--------|------------|--------------|---------|-----------------|------------|--------------|
| | | 改正法 | 施行後 | | 改正法 | 施行後 | | 改 | 正法施行 | 发 |
| (単位:人) | | 臨時的 任用職員 | 会計年度 任用職員 | | 特別職 非常勤 | 会計年度 任用職員 | | 臨時職員 | 特別職 非常勤 | 会計年度 任用職員 |
| 知事部局 | 1, 471 | 0 | 1, 471 | 2, 047 | 381 | 1,666 | 3, 518 | 0 | 381 | 3, 137 |
| 教育委員会 | 1, 484 | 1, 242 | 242 | 2,006 | 387 | 1,619 | 3, 490 | 1, 242 | 387 | 1,861 |
| 警察本部 | 8 | 0 | 8 | 190 | 40 | 150 | 198 | 0 | 40 | 158 |
| その他任命権者 | 74 | 0 | 74 | 8 | 0 | 8 | 82 | 0 | 0 | 82 |
| 普通会計 計 | 3, 037 | 1, 242 | 1, 795 | 4, 251 | 808 | 3, 443 | 7, 288 |) 1, 242 | 808 | 5, 238 |
| 医療局 | 2, 440 | 0 | 2, 440 | 2, 431 | 0 | 2, 431 | 4, 871 | 0 | 0 | 4, 871 |
| 企業局 | 43 | 0 | 43 | 0 | 0 | 0 | 43 | 0 | 0 | 43 |
| 総計 | (5, 520) | 1, 242 | 4, 278 | 6, 682 | 808 | 5, 874 | 12, 202 |) 1, 242 | 808 | 10, 152 |

(会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査(総務省))

※ 上記表中の「改正法施行後」は、平成29年度の任用状況をベースとして改正法の内容を踏まえた場合の見込み数であること

○ 本県では、会計年度任用職員の勤務条件を定めるための関係条例を制定し、平成31年3月26日公布、令和2年4月1日施行としている。条例に定めている会計年度任用職員の勤務条件は、下記の通り、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(平成29年8月23日付総務省自治行政局公務員部長通知)」を踏まえた内容となっている。

| | 第1号会計年度任用職員 (パートタイム) | 第2号会計年度任用職員 (フルタイム) |
|-----|----------------------------------|--|
| 給料• | • 報酬 | • 給料 |
| 報酬 | ※ 給料・報酬の額は、常勤職員との権復 | 、職務の特殊性等を考慮し、人事委員会規則 |
| | で定める基準に従い、任命権者が定める | |
| 手当等 | ・期末手当(任期が6月以上の者が対象) | ・期末手当(任期が6月以上の者が対象) |
| | ・通勤に係る費用(費用弁償) | ・通勤手当 |
| | ・超過勤務手当等に相当する報酬 | ・超過勤務手当、休日給、夜勤手当 等 |
| | 特殊勤務手当等に相当する報酬 | ・特殊勤務手当、初任給調整手当、地域手当 |
| | | 等 |
| | | ・退職手当(フルタイム勤務 18 日以上ある月 |
| | | が引き続き6月を超える職員が対象) |

○ 会計年度任用職員制度の導入により、条例の規定に基づき、一定の条件を満たした者に期末手当や 退職手当を支給する必要があるほか、地方公務員共済組合への加入など、制度導入に伴う財政需要の 増加が見込まれるところであり、制度の適正かつ円滑な導入のための地方財政措置が必要である。

【県担当部局】総務部 人事課

12 地域の実情に即した医療提供体制の構築への対応

厚生労働省は、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」として、全国 424 の具体的な病院名を公表しました。

本県でも10 医療機関が対象とされ、地元自治体からは、分析の方法や公表の仕方に対する疑問のほか、慎重な対応を求める意見が寄せられており、全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、公立・公的医療病院が機械的に再編統合されるという住民の不安を招いているところであり、地域の実情に応じた丁寧な説明や議論が必要と考えています。

今回の公表を受け、総務省においては、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」を設置したところでありますが、高齢化等に伴う医療需要の変化に対応し、患者がその居住する地域で、病状に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするためには、各地域の実情に応じた医療提供体制の構築に取り組んでいく必要があることから、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 地域の実情に即した医療提供体制の構築への対応

各地域の実情に応じた効率的で質の高い医療提供体制を構築するためには、国と地方が共通の認識をもって取組を進めることが重要であることから、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」を通じて、地方自治体の意見を国の施策に反映させるなど、地域の実情に即した対応が行われるよう要望します。

【現状と課題】

- 1 地域の実情に即した医療提供体制の構築への対応
 - 本県の対象医療機関 ⇒ A、B合わせて10医療機関(6医療機関は重複)
 - A:「診療実績が特に少ない」公立・公的医療機関等 ⇒ 8医療機関
 - (公立) 岩手県立東和病院、江刺病院、一戸病院、軽米病院 奥州市まごころ病院、一関市藤沢病院、洋野町種市病院
 - (公的) 国立病院機構盛岡病院(盛岡医療センター)
 - B:「診療実績が類似かつ近接している」公立・公的医療機関等 ⇒ 8医療機関
 - (公立) 岩手県立東和病院、江刺病院、一戸病院
 - 盛岡市立病院、奥州市総合水沢病院、奥州市まごころ病院、一関市藤沢病院
 - (公的) 国立病院機構盛岡病院(盛岡医療センター)

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

13 TPP11、日EU・EPA及び 日米貿易協定への万全な対応

昨年12月30日にTPP11が、本年2月1日には日EU・EPAが発効し、その後、牛肉の輸入量が増加するなど、岩手県の基幹産業である農林水産業に影響を及ぼすことが懸念されています。

加えて、現在開会中の臨時国会において、日米貿易協定の承認案の審議が行われているところであり、今後、協定の発効により、農業への影響が更に拡大することが懸念されます。

このように、我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化する中、地域が活力を維持し、更に発展していくため、新たな国際環境下においても競争力のある力強い農林水産業づくりを進めるとともに、日米貿易協定の内容等について十分な情報開示と説明を行うなど、国において万全な対策を講じるよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 TPP11及び日EU・EPAへの万全な対応

農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、TPP11及び目EU・EPAの発効に伴う農林水産業への影響等について、十分な情報提供を行うとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう要望します。

2 日米貿易協定への万全な対応

日米貿易協定が農業に及ぼす影響について、十分な情報開示と説明を行い、 国民的議論を尽くすとともに、協定の内容を踏まえた対策について、早期に具体 化し、必要な予算を確保するなど、万全の対策を講じるよう要望します。

3 東日本大震災津波等被災地への配慮

東日本大震災津波、平成28年台風第10号災害や令和元年台風第19号災害からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることのないよう、十分な配慮を要望します。

1 国際貿易交渉の動向(主なもの)

| T P P11 | ・ 平成29年11月、米国を除く参加11か国による閣僚会合において |
|---------|--|
| | 新たなTPP(TPP11)について大筋合意 |
| | ・ 平成30年3月、チリにおいて署名式開催 |
| | ・ 平成30年6月、国会において承認案及び関連法案が可決・成立 |
| | ・ 平成30年7月、国内手続き完了を寄託国(ニュージーランド)に通報 |
| | ・ 平成30年10月31日までに、6カ国(メキシコ、日本、シンガポール、ニ |
| | ュージーランド、カナダ、豪州)が国内手続き完了を寄託国に通報 |
| | ・ 平成30年11月15日、ベトナムが国内手続き完了を寄託国に通報 |
| | ・ 平成 30 年 12 月 30 日、6 カ国で発効 |
| | ・ 平成31年1月14日、ベトナムで発効(計7カ国) |
| ∃EU•EPA | ・ 平成29年7月、日EU首脳会談において大筋合意 |
| | 平成29年12月、交渉妥結 |
| | ・ 平成30年7月、東京において署名式開催 |
| | ・ 平成30年12月、国会において承認案が可決・成立、日本とEU |
| | が国内手続き完了を相互に通告 |
| | ・ 平成 31 年 2 月 1 日、発効 |
| 日米貿易協定 | ・ 平成30年9月、日米首脳会談において、交渉開始について合意 |
| | ・ 平成 31 年 4 月、交渉開始 |
| | ・ 令和元年9月、日米首脳会談において最終合意 |
| | ・ 令和元年 10 月 7 日、米国において署名式開催 |
| | ・ 令和元年 10 月 15 日、承認案を閣議決定 |
| | ・ 令和元年 10 月 18 日、「日米貿易協定による農林水産物の生産額 |
| | への影響について(試算)【暫定版】」が公表 |

- TPP11及び日EU・EPAの発効に伴う農林水産業への影響等について、十分な情報提供を行うことが必要。
- 岩手県では、農林水産業の体質強化を進めることとしているが、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じていくことが必要。
- 日米貿易協定による農業への影響について、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、協定の内容を踏まえた対策の早期具体化や予算確保など、万全な対策を講じていくことが必要。

2 TPP11等による国内の農林水産物への影響

(1) TPP11

- 農林水産物の生産減少額:約900~1,500億円
- 試算対象品目:33 品目 (関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の農林水産物)

(2) 日EU·EPA

- 農林水産物の生産減少額:約600~1,100億円
- 試算対象品目:28 品目 (関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の農林水産物)

(3) 日米貿易協定

- 農産物の生産減少額:約600~1,100億円
- 試算対象品目:関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の農産物
- (注) (1)(2)は農林水産物の生産額への影響について(平成29年12月、農林水産省)より (3)は日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について(令和元年10月、農林水産省)より
- 3 TPP11 等による岩手県の農林水産物への影響(平成30年2月公表)
 - (1) TPP11
 - 農林水産物の生産減少額:約22~36億円
 - 試算対象品目:19品目(関税率10%以上かつ県内生産額3千万円以上の農林水産物)

(2) 日EU·EPA

- 農林水産物の生産減少額:約15~30億円
- 試算対象品目:16 品目(関税率10%以上かつ県内生産額3千万円以上の農林水産物)
- (注) 国が平成29年12月に公表した「農林水産物の生産額への影響について」を踏まえ、国の算出方法に即して機械的に試算したもの

【県担当部局】農林水産部 農林水産企画室

14 家畜防疫対策への万全な対応

国内において豚コレラの発生が継続しており、発生原因と感染経路の早期究明、感染拡大防止対策の徹底などの対応が必要であることから、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 豚コレラの感染拡大防止対策の徹底

豚コレラの発生原因と感染経路を早期に究明するとともに、農場への重要な感染源となり得る野生いのししに対する豚コレラ検査及び捕獲の強化、養豚場の豚に接種する豚コレラワクチンの十分な量の確保など、本病の感染拡大防止対策を徹底するよう要望します。

2 豚コレラワクチン接種による風評被害への万全な対応

豚コレラワクチンの接種による風評被害が生じないよう、消費者・事業者等に対し、豚コレラワクチンの接種に関する正確な情報の周知を徹底するなど、万全の対策を講じるよう要望します。

3 豚肉の輸出の継続

豚コレラワクチンの接種後においても、豚肉の輸出が継続されるように、相手 国との協議を引き続き実施するよう要望します。

4 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

豚コレラウイルス等が海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚コレラウイルスが確認されていることから、海外発生国からの直行便がある空港等における水際対策を強化するよう要望します。

5 「アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業」の十分な予算措置

岩手県では、野生動物の侵入防止対策として、「アフリカ豚コレラ侵入防止緊急 支援事業」を活用し、概ね全ての養豚経営体が防護柵を設置することとしている ことから、十分な予算措置を要望します。

1 豚コレラの感染拡大防止対策の徹底

- 平成30年9月、岐阜県の豚の飼養農場において、国内で26年ぶりに豚コレラが発生。令和元年9月23日現在で、6県45例で本病の発生が確認されるとともに、野生いのしし1,227頭の感染を確認。
- 疫学調査の結果、感染した野生いのししによるウイルスの伝播並びに小動物、人及び物を介した ウイルスの農場内への持込みが示唆。
- 豚コレラについては、平成 19 年に我が国の清浄化が達成されて以降、ワクチン接種は中止して おり、本病の発生が全国に拡大した場合の被害は甚大。
- 車両消毒の実施等による侵入防止対策の徹底及び野生いのししによる感染拡大を防止するため、 野生いのししを対象とした豚コレラワクチンの慎重かつ効果的な使用及び野生いのししの積極的 な捕獲等、検証結果に基づいた継続的な対策が必要。
- 9月27日に公表された「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(案)」において、養豚農場の豚を対象とした予防的ワクチン接種の実施を認める旨の考え方が示されたが、国が備蓄しているワクチンは150万ドーズ(150万頭分)とされていることから、増産が必要。

【国内における豚コレラ発生状況】(令和元年9月23日現在)

| 区分 | 発生状況 | 処分頭数 |
|------|--------------------------------------|------------|
| 発生農場 | 45 例(46 農場) | 102, 359 頭 |
| | 【内訳】岐阜県 22 例(22 農場)、愛知県 16 例(17 農場)、 | |
| | 三重県1例(1農場)、福井県2例(2農場)、 | |
| | 埼玉県2例(2農場)、長野県2例(2農場) | |
| 関連農場 | 8 例(33 農場) | 41,518頭 |
| | 【内訳】岐阜県(2農場)、愛知県(28農場)、 | |
| | 長野県・大阪府・滋賀県(各1農場) | |
| 関連施設 | 4例(4か所):岐阜県(2か所)、長野県、山梨県 | 292 頭 |
| 合計 | 79 農場・4 か所 | 144, 169 頭 |

※ 農林水産省 HP

【野生いのししにおける感染確認状況】(令和元年9月25日現在)

| | | ** = | |
|------|---------|-------------|-------------|
| 都道府県 | 検査頭数 | 感染頭数 | 初確認 |
| 岐阜県 | 2,270 頭 | 961 頭 | Н30. 9. 13 |
| 愛知県 | 1,174頭 | 97 頭 | Н30. 12. 21 |
| 三重県 | 466 頭 | 14 頭 | R1. 6. 26 |
| 福井県 | 88 頭 | 16 頭 | R1. 7. 6 |
| 長野県 | 318 頭 | 109 頭 | R1. 7. 13 |
| 富山県 | 131 頭 | 20 頭 | R1. 7. 28 |
| 石川県 | 160 頭 | 8頭 | R1. 8. 22 |
| 滋賀県 | 43 頭 | 1頭 | R1. 9. 18 |
| 埼玉県 | 4頭 | 1頭 | R1. 9. 24 |
| その他 | 403 頭 | 0頭 | (死亡例のみ検査対象) |
| 合 計 | 4,516 頭 | 1,227 頭 | |

[※] 農林水産省 HP

2 豚コレラワクチン接種による風評被害への万全な対応

豚コレラワクチンの接種による風評被害が生じないよう、消費者・事業者等に対し、豚コレラワクチンの接種に関する正確な情報の周知を徹底するなど、万全の対策を講じることが必要。

3 豚肉の輸出の継続

- 岩手県では、豚肉の輸出量の拡大に向け (H30 年度:3,212kg(香港)→ R8 年度:8,000kg(香港、シンガポール))、農畜産物輸出拡大施設整備事業を活用し、豚と畜処理施設を整備中。
- 豚コレラワクチンの接種後においても、豚肉の輸出が継続されるように、相手国との協議を引き 続き実施することが必要。

4 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

- 国内の豚及び野生いのししから検出された豚コレラウイルスの遺伝子解析の結果、本ウイルスは豚コレラ発生国から違法に持ち込まれた食品が感染源である可能性が示唆されている。
- 平成 30 年 8 月には、中国において、アジアで初となるアフリカ豚コレラの発生が確認され、その後、周辺諸国へと感染が拡大。
 - また、発生国から我が国への旅行客の携行品(豚肉製品)からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出され、一部からは本病ウイルスが確認。
- 岩手県においても、中国及び台湾からの国際定期便が就航しており、旅行客の携行品等を介した 越境性動物疾病の侵入が懸念されていることから、空港等における豚肉製品の持込防止の徹底等、 水際対策の強化が必要。

【アジアにおけるアフリカ豚コレラ発生状況】(令和元年9月25日現在)

| 発生国名 | | 発生か所数 | 初発生 |
|-------|--------|----------------------|------------|
| 中国 | 159 件 | (145 農場/村、7 施設、6 車両) | Н30. 8. 3 |
| モンゴル | 11 件 | (11 農場/村) | Н31. 1. 9 |
| ベトナム | 5,941件 | (5,941 農場/村、1 施設) | Н31. 2. 1 |
| カンボジア | 13 件 | (13 農場/村) | Н31. 3. 22 |
| 香港 | 3 件 | (同一のと畜場) | R1. 5. 2 |
| 北朝鮮 | 1 件 | (1村) | R1. 5. 23 |
| ラオス | 94 件 | (94 農場/村、2 施設) | R1. 6. 2 |
| ミャンマー | 3 件 | (3 農場/村) | R1. 8. 1 |
| フィリピン | 7 件 | (7 農場/村) | R1. 7. 25 |
| 韓国 | 9 件 | (9 農場) | R1. 9. 17 |
| 合計 | 6,241件 | | |

[※] 農林水産省 HP

【旅客携帯品からのアフリカ豚コレラウイルス遺伝子等検出状況】(令和元年9月20日現在)

| 搭乗国 | 遺伝子 陽性件数 | ウイルス 分離件数 | 到着空港(件数) |
|-------|-------------|--------------|--|
| 中国 | 60 件 | 2件 | 东工告 (19) 加力 (1) 羽田 (6) 古田 (14) |
| ベトナム | 9件 | 0件 | 新千歳(12)、仙台(1)、羽田(6)、成田(14)、 中部(13)、静岡(1)、関西(4)、広島(2)、 |
| カンボジア | 1件 | 0 件 | 福岡 (2)、那覇 (10)、岡山 (5)、大阪港 (1) |
| ラオス | 1件 | 0 件 | 油門(4/、加朝(10/、岡田(9/、八敗伧(1/ |
| 合 計 | 71 件 | 2件 | 12 か所 |

[※] 農林水産省 HP、動物検疫所 HP

5 アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業の十分な予算措置

○ アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業 ((独)農畜産業振興機構事業) 農場内への野生動物の侵入防止のために養豚経営体が防護柵等を整備する場合、その経費の一部 を助成するもの。

(1) 補助率:事業費の1/2以内

(2) 上限単価:農場周囲への防護柵(金網柵等) 15,000円/m 農場出入口の可動柵(門扉等) 40,000円/m (3) 岩手県内の養豚経営体における事業費

| 要望農場数 ※1 | 要望距離数 | | 事業費 ※2 | | | |
|----------|----------|--------|--------------|-------------|--|--|
| 女主反勿奴 | (合計) | (平均) | (合計) | (平均) | | |
| 113 戸 | 95, 997m | 850m/戸 | 1,317,087 千円 | 11,656 千円/戸 | | |

- ※1 県内合計養豚農場数 (134 戸) から設置済農場数 (10 戸) 及び今年度内廃業予定農場数 (11 戸) を除く。
- ※2 防護柵及び可動柵の合計(上限単価で積算)
- 国では、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法)を改正し、農場に対して野生動物侵入防止対策 を義務づけることを検討。

防護柵の設置には多額の経費が必要であることから、農場が法改正に対応し、侵入防止対策を確実に実施するため、全ての農場に対して十分な負担軽減が図られるよう、予算の確保が必要。

【県担当部局】農林水産部 畜産課

15 農業農村整備関係予算の十分な確保

農業競争力強化のための水田の大区画化・汎用化、「農地中間管理事業」を活用した担い手への農地利用集積、国土強靱化のための農業水利施設の防災・減災対策を計画的に推進するため、次のことを要望します。

≪要望事項≫

1 農業農村整備関係予算の十分な確保

農業農村整備関係予算について、令和2年度当初予算及び令和元年度補正予算 を十分に確保するよう強く要望します。

2 防災・減災、国土強靭化のための予算の確保と継続

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に係る3か年目の予算を 十分に確保するとともに、緊急対策後の防災・減災、国土強靭化のための予算を 安定的に確保するよう強く要望します。

【現状と課題】

1 農業農村整備関係予算の十分な確保

- 岩手県の水田整備率が東北で最も低位という背景もあり、地域の高収益農業の実現に向けたほ場整備の要望地区が増加傾向にある。また、継続地区では事業の実施期間が延伸している状況。
- 計画的な新規地区の採択や円滑な事業執行等、地域からの整備要望に応えていくためには、予算 の安定的かつ十分な確保が必要。

≪ほ場整備事業新規採択希望地区数の推移≫

| ≪事業の実施期間の延伸状 | ∵況 ≫ |
|--------------|------|
| | |

| | H30年度 新規採択地区 | R1年度 新規採択地区 | R2~5年度新規採択 希望地区(年平均) | | 標準工期(計画) | 事業期間(実績)* ② | 2/1 |
|-----|-----------------|----------------|-------------------------|----|----------|----------------|------|
| 地区数 | 7地区 | 12地区 | 69地区(17地区) | 年数 | 6年 | 10.6年 | 1.8倍 |

2 防災・減災、国土強靭化のための予算の確保と継続 成基盤整備事業実施地区の平均事業期間

- 〇 平成30年12月14日、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、平成30年度から令和2年度までの間、防災のための重要インフラや国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持に取り組むこととされた。
- 本県の防災重点ため池について、国の新基準により再選定した結果、従来の 43 か所から 898 か 所に増大。
- 速やかにハザードマップ作成などのソフト対策や耐震・豪雨のハード対策を進めていくためには、令和2年度までとされている「臨時・特別の措置」の十分な確保と、緊急対策後の防災・減災、国土強靭化のための予算の安定的な確保が必要。

≪防災重点ため池の防災・減災対策の状況≫

(単位:か所)

| 項目 | 全体 | R1まで | R 2以降 |
|-----------------|-------|------|-------|
| ハザードマップの作成 | 898 | 7 0 | 8 2 8 |
| 耐震性点検 | 8 9 8 | 5 0 | 8 4 8 |
| 耐震·豪雨対策等工事着手 ** | 8 7 8 | 8 | 8 7 0 |

※ 耐震・豪雨対策等工事着手数は、今後の耐震性点検の結果を踏まえ決定

16 社会資本整備総合交付金(復興)等の 復興完了までの確実な予算措置

東日本大震災津波の発災から8年が経過し、被災地では防潮堤や水門、道路等の 復興事業が着実に進んでいますが、これらの復興事業が完了するまでの確実な予算 措置が必要なことから、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 復興完了までの確実な予算措置

防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路の整備等について、復興事業が完了するまでの間、確実に予算措置するよう要望します。

また、復興関係予算については、被災地の実情に応じて、繰越制度が柔軟に運用されるよう要望します。

【現状と課題】

1 復興完了までの確実な予算措置

- 社会資本整備総合交付金(復興)、復興交付金等は本県の社会資本の復興に欠かすことのできない事業であり、全ての事業が完了するまでの確実な事業費の確保が必要。
- 市町村のまちづくりと一体となった防潮堤、水門等の海岸保全施設、港湾施設や被災地の復興を 牽引する道路等を整備しており、復興・創生期間内にほとんどの事業は完了する見通しとなってい るが、一部の事業については、やむを得ない事情により用地取得、関連工事との調整等に時間を要 したため、復興・創生期間内に完了しない可能性がある。
- 復興・創生期間最終年度となる令和2年度の予算については、年度内の執行を予定しているが、 やむを得ない事情により完成しない場合を見据えた繰越制度の柔軟な運用が必要。

【県担当部局】県土整備部 県土整備企画室

17 平成 28 年台風第 10 号災害における公共土木施設等の 復旧等に係る確実な予算措置等

平成28年8月30日に台風第10号が本県を通過したことに伴い、県内各地で記録的な大雨となり、甚大な被害が発生しました。

台風により甚大な被害が発生した岩泉町小本川等では、河川激甚災害対策特別緊急事業等による河川改良復旧や、砂防激甚災害対策特別緊急事業による砂防堰堤整備を進めていますが、これらの完成のためには確実な予算措置が必要です。

ついては、台風第10号災害からの着実な復旧が図られるよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 平成 28 年台風第 10 号災害における公共土木施設等の復旧等に係る確実 な予算措置等

岩泉町小本川等の河川激甚災害対策特別緊急事業等による河川改良復旧や、砂防激甚災害対策特別緊急事業による砂防堰堤整備が完了するまでの間、確実に予算措置するよう要望します。

1 平成28年台風第10号災害における公共土木施設等の復旧等に係る確実な予算措置

- 平成28年台風第10号災害により甚大な家屋浸水被害等が発生した岩泉町小本川等においては、 再度災害の防止を図るため、河川激甚災害対策特別緊急事業等を導入し、河川改良復旧を推進して いるところ。
- 平成28年台風第10号災害により人家への被害が大きかった箇所や今後の降雨等で土砂流出のおそれがあり対策が必要な箇所において、砂防激甚災害対策特別緊急事業を導入し、砂防堰堤整備を推進しているところ。
- 現地の状況を踏まえた必要な対策を着実に推進するため、事業完了まで確実な予算措置が必要。

≪平成28年台風第10号災害により導入した河川改良復旧事業、砂防激特事業≫

| | 市町村名 | 河川名 | 事業名 | 摘要 |
|---|-----------|----------|----------------|-----|
| 1 | 岩泉町 | 小本川 (上流) | 災害復旧助成事業 | |
| 2 | II. | " (下流) | 河川激甚災害対策特別緊急事業 | |
| 3 | <i>II</i> | 安家川 (上流) | 河川等災害関連事業 | |
| 4 | <i>II</i> | " (下流) | 河川災害復旧等関連緊急事業 | |
| 5 | II. | 小本川水系ほか | 砂防激甚災害対策特別緊急事業 | |
| 6 | 宮古市 | 刈屋川 | 河川等災害関連事業 | |
| 7 | II. | 長沢川 | 災害対策等緊急事業推進費 | 完了済 |
| 8 | 大槌町 | 大槌川 | 災害対策等緊急事業推進費 | 完了済 |
| 9 | 遠野市 | 小烏瀬川 | 災害復旧助成事業 | |
| | 4市町 | 6 河川 | | |

※1及び2については、平成28年度~令和2年度の事業期間であること。

【県担当部局】県土整備部 河川課、砂防災害課

18 公共事業予算の安定的・持続的な確保

人口減少や今後起こり得る巨大災害の発生などの課題に対し、社会資本の整備による生産性の向上や交流人口の拡大による地域の活性化を図るとともに、県民の生命や財産を守る防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進していくため、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 公共事業予算の安定的・持続的な確保

地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するよう要望します。

2 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の継続・拡充

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、インフラ老朽化対策も含めて、計画期間終了後も引き続き取組を推進するよう要望します。

3 直轄事業を含む県内公共事業予算の確保

県内の公共事業に係る通常予算は、東日本大震災津波前の水準を大きく下回っているため、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などの通常予算を確保するよう要望します。

- 〇 平成30年12月14日、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、 平成30年度から令和2年度までの間、防災のための重要インフラや国民経済・生活を支える重要 インフラ等の機能維持に取り組むこととされた。
- 近年、国の公共事業関係費は6兆円程度で推移していたが、令和元年度当初予算では、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」などの臨時・特別の措置により、対前年度16%増の総額約6兆9千億円となった。

Н9 H27 H28 H29 H30 R1 (ピーク) 6.9 6.0 9.7 6.0 6.0 6.0 (0.8)前年度比 1.00 1.00 1.00 1.00 1.16

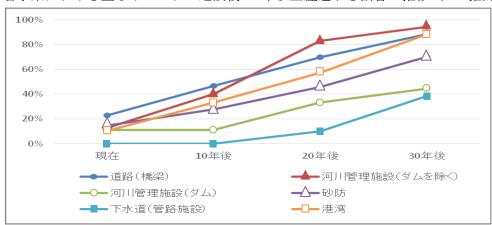
≪国の公共事業関係費(当初予算)の推移≫ (国費:兆円)

- ※ ()は、全体のうち「臨時・特別の措置」分
- ※ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」初年度の平成30年度は、補正予算で約1兆円が措置された。

出典:国土交通省 公共事業関係費(政府全体)の推移

○ 地方創生の基盤となる社会資本の整備や、国土強靱化に資する防災・減災対策、インフラ老朽 化対策等にスピード感を持って取り組むための予算確保が必要。

≪岩手県における主なインフラの建設後 50 年以上経過する割合の推移(H27 推計)≫



出典:岩手県公共施設等総合管理計画

○ 広大な県土を持つ本県においては、社会資本の更なる整備や戦略的な維持管理が必要なことから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、計画期間終了後においても、引き続き取組を進めていくことが必要。

○ 直轄事業費(通常分)の岩手県分については、震災前を大幅に下回る規模で推移しており、特に、復興事業の完了に伴う急激な事業費の減少が懸念。

≪直轄事業費の岩手県分の推移≫



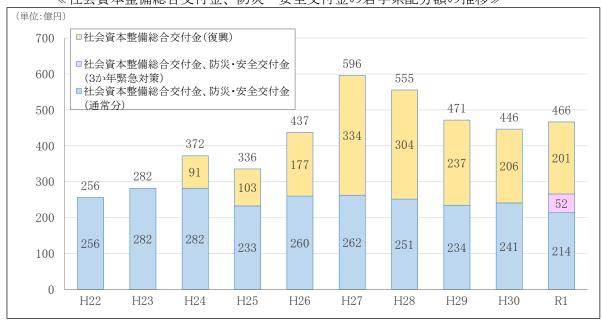
※ 金額は、当初配分の額。

出典:直轄事業の事業計画等通知

○ 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の岩手県配分額については、震災前の規模に達しておらず、近年、漸減傾向で推移。

令和元年度の配分額については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、 総額では前年度を上回っているが、通常分では過去最低額。

≪社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の岩手県配分額の推移≫



- ※ 金額は、当初配分の額で、県・市町村の合計額。
- ※ H23、H24 については、地域自主戦略交付金を含む。
- ※ R1 通常分については、このほか、個別補助化分として8億円が配分されている。

出典: 当初予算 社会資本整備総合交付金の配分 等

【県担当部局】県土整備部 県土整備企画室